

関係各位

輸入統計品目表の一部改正について（金の統計細分の新設）

税関では、金密輸取締強化の一環として金の流通実態にまで踏み込んだ情報収集・分析の実施に取り組んでおります。

今般、消費税の不正な還付を目的とした流通経路の不明な金の輸出を水際において厳格に取り締まるため、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金の統計細分が新設されることになりましたのでお知らせいたします。

1. 輸入統計品目表のイメージ（改正後） ※ 下線部が改正部分

71.08		金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
		— マネタリーゴールド以外のもの
7108.11		[略]
7108.12		——その他の形状のもの（加工してないものに限る。）
	<u>010</u>	—— <u>製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの</u>
	<u>090</u>	—— <u>その他のもの</u>

2. 実施日

令和8年4月1日

詳細については、以下のページをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20260313.html>

問合せ先

業務部通関総括第1部門【輸入通関】

電話：03-3599-6337

業務部通関総括第4部門【輸出通関】

電話：03-3599-6341

業務部首席関税鑑査官【品目分類】

電話：03-3529-0700

（税関相談官室よりお繋ぎいたします）



# 輸入者・通関業者の皆様へ

令和8年3月  
関税局・税関

## 輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設） に関するお知らせ

- 令和8年4月1日に、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金(※)の統計細分が新設されます。

※シリアル番号等のある金とは、精錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。

- これに伴い、シリアル番号等のある金は新設された統計細分で輸入申告いただくことになります。
- 輸入者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。

### 輸入者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

### 通関業者の皆様へ

- 輸入者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸入統計品目番号を決定して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸入者から入手したシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を提出して下さい。

### 輸入統計品目表のイメージ（改正後）

71.08		金（白金をみつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） － マネタリーゴールド以外のもの
7108.11		[略]
7108.12		－ ー その他の形状のもの（加工していないものに限る。）
	010	－ ー ー 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの
	090	－ ー ー その他のもの

